

# **第五種共同漁業権遊漁規則**

**内共第31号**

**令和7年7月15日施行**

**馬瀬川下流漁業協同組合**

## 馬瀬川下流漁業協同組合内共第31号第五種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、馬瀬川下流漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第31号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、あまご、いわな、にじます、こい、うなぎ、おいかわ、あじめどじょう、かじか及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第一項の規定による申請があったときは、第12条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項又は第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

### (漁具・漁法の制限)

第3条 遊漁による漁具・漁法は、手釣、竿釣（友釣、餌釣、毛針釣、ルアー釣（鮎は友釣のみとする。））、たも網に限るものとする。ただし、舟（ゴムボート類を含む）を使用しないこと。岩屋ダム湖における竿数は、1人3本までとする。たも網の口径は40cm以内とする。

### (遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

| 魚 種       | 期 間                               |
|-----------|-----------------------------------|
| あゆ漁業      | 5月11日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内 |
| あまご、いわな漁業 | 2月1日以後で組合が定めて公示する日から9月30日まで       |
| こい、おいかわ、あ | 1月1日から12月31日まで                    |

|                       |               |
|-----------------------|---------------|
| じめどじょう、かじか、にじます、うなぎ漁業 |               |
| うぐい漁業                 | 6月1日より3月31日まで |

2 前項の公表は、組合及び、組合のウェブサイト等にて公表するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

| 区 域                                                                                                                                                                                                                   | 期 間                            |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| 弓掛川の弓掛堰堤上下流端から上下流50mまでの区域                                                                                                                                                                                             | 4月1日から5月31日まで、10月1日から12月31日まで。 |
| 家谷、浅谷、寄塚谷（弓掛川支流）、サワラ谷、弓掛谷、豊倉谷、やな谷、小谷洞川、小田汲川、日出雲川については弓掛川合流点より1km上流並びにそれらの支流、柏谷、東谷、狭間谷、妙見谷、井上谷、乙原谷、貝谷、柏原谷、浅谷（和良川支流）、ヨマセ谷、長谷、万場谷、下谷、倉洞谷、諸原谷、広瀬川、野谷、東洞谷、大洞谷、小境谷、茂谷、植谷、湯谷、明治谷、登路瀬谷、馬瀬川岩屋ダム（東仙峡金山湖）のうちダム堰堤上流端から上流600mまでの区域 | 1月1日から12月31日まで。                |

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

| 魚 種     | 全 長  |
|---------|------|
| あまご、いわな | 15cm |
| こい      | 20cm |
| うなぎ     | 30cm |

|         |         |
|---------|---------|
| おいかわ    | 5 c m   |
| あじめどじょう | 6 c m   |
| うぐい     | 1 0 c m |

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

手釣、竿釣による遊漁の場合

| 魚 種                                                    | 漁具・漁法                               | 遊 漁 料            |                    | 現場加算料      |
|--------------------------------------------------------|-------------------------------------|------------------|--------------------|------------|
| あ ゆ                                                    | 友釣（かけ針の数はイカリ4本以内チラシ3本以内。リール、ルアーの禁止） | 日釣<br>2, 5 0 0 円 | 年釣<br>1 3, 0 0 0 円 | 2, 0 0 0 円 |
| あまご、いわな、うなぎ、おいかわ、わかさぎ、あじめどじょう、かじか、うぐい、にじます(以下「雑漁」という。) | 餌釣・毛針釣・ルアー釣・たも網                     | 日釣<br>1, 5 0 0 円 | 年釣<br>5, 0 0 0 円   | 1, 0 0 0 円 |

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は右欄に掲げるとおりとする。ただし、減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

| 魚 種 | 区 分                                         | 遊 漁 料      |            | 現場加算料      |
|-----|---------------------------------------------|------------|------------|------------|
|     |                                             | 日 釣        | 年 釣        |            |
| あ ゆ | 中学生以下                                       | 無料         | 無料         |            |
|     | 心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、その年の1月1日現在75歳以上の者 | 1, 8 0 0 円 | 9, 0 0 0 円 | 2, 0 0 0 円 |
| 雑 漁 | 中学生以下                                       | 無料         | 無料         |            |

|  |                                             |         |         |         |
|--|---------------------------------------------|---------|---------|---------|
|  | 心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、その年の1月1日現在75歳以上の者 | 1, 100円 | 3, 500円 | 1, 000円 |
|--|---------------------------------------------|---------|---------|---------|

- 3 遊漁料は、次に掲げる場所又は組合が指定するオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合は、第1項及び第2項に規定する現場加算料をあわせて納付するものとする。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- （1）承認を受けた者の氏名、住所
- （2）承認期間
- （3）魚種
- （4）漁具・漁法
- （5）遊漁区域
- （6）遊漁料の額
- （7）注意事項
- （8）その他参考となるべき事項
- （9）発行者名

2 前項（1）に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。

3 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。

4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（ルアー・フライ釣り専用区の設置）

第9条 次の表のア欄の区域においては、イ欄の期間中は、ウ欄以外の漁具・漁法で遊漁してはならない。

| ア区域               | イ期間                  | ウ漁具・漁法              |
|-------------------|----------------------|---------------------|
| かなえ橋から祖師野えん堤までの区域 | 組合が定めて公示する日から9月30日まで | 疑似餌釣り（ルアー・フライ・テンカラ） |

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項（組合の実情に応じて記載すること。）

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

この規則は令和6年1月1日から施行する。

附 則

この規則は令和7年7月15日から施行する。